平成２４年（フ）第３９３号
堺市東区北野田156番地９
債務者　安田　初子
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
堺市東区北野田156番地９
債務者　安田　繁子
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
北海道室蘭市八丁平２丁目21番11号
債務者　木原　克久
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
北海道室蘭市知利別町１丁目８番８号　Mハイツ知利別１―103号室、前住所北海道室蘭市八丁平２丁目50番14号
債務者　寺本　純一
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
山形県鶴岡市大西町21番10―３号　県営大西町住宅Ｃ―２号
債務者　森　　治之
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第４０号
福島県会津若松市城西町３番11号　コーポレタス202号、前住所福島県会津若松市館脇町２番17号
債務者　室井　祐一
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
福島県会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂55番地の１　会津みどりホーム、前住所福島県会津若松市館脇町２番17号
債務者　室井　幸夫
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
神奈川県小田原市久野1506番地の４
債務者　鶴井　道男
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２１２号
神奈川県平塚市御殿２丁目17番42号　平塚養護老人ホーム
債務者　黒田　せつ
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２１４号
神奈川県小田原市穴部514番地
債務者　福本　明美（旧姓相原）
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２３１号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋694番地
債務者　湯山　和彦
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７３号
新潟市西区新通西２丁目16番４号　ハイツミラ206、前住所新潟市中央区関屋恵町12番17号
債務者　横山　政美
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４２号
新潟市北区太田甲2128番地３
債務者　山崎　　清
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４６号
新潟市江南区亀田本町４丁目３番34号
債務者　廣瀬　一樹
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５６号
新潟市中央区水島町11番12号　コーポ松鷹104号、前住所新潟市中央区鐙２丁目３番７号
債務者　石山　義英
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６０号
新潟市東区猿ケ馬場１丁目５番23号
債務者　佐藤智恵子
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６９号
新潟市西区槇尾49番地11
債務者　内藤　俊夫
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
新潟地方裁判所民事部